

(第1回) 契約変更の内容

変 更 契 約 年 月 日	令和6年9月6日
契 約 業 者 名	R 6・R 7大宮国道積算技術業務 関東建設・スタッド設計共同体
契 約 業 者 の 住 所	埼玉県さいたま市大宮区吉敷町 四丁目262番地16マルキュービル
業 務 の 名 称	R 6・R 7大宮国道積算技術業務
業 務 場 所	大宮国道事務所管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要 (変 更 し た 内 容 に つ い て 記 述 す る)	■業務打合せ 対象工事毎の打合せ 54回→56回 ■業務計画・現地調査 現地調査 20回→21回 ■道路改良・改築 舗装(当初設計B2) 0工事→2工事 舗装(変更設計B) 1工事→0工事 コンクリート橋上部(当初設計A) 0工事→1工事 ■共同溝・電線共同溝 電線共同溝(当初設計B2) 0工事→2工事 電線共同溝(変更設計B) 1工事→0工事 ■道路維持・修繕 道路修繕(変更設計B) 1工事→0工事 橋梁保全工事(変更設計B) 1工事→0工事
履 行 期 間 (自)	令和6年4月11日
履 行 期 間 (至)	令和8年3月31日
変 更 前 の 契 約 金 額	101,123,000円(税込み)
変 更 金 額	+ 645,700円(税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	101,768,700円(税込み)
変 更 理 由	1. 工事積算 工事発注の変更により、工事区分(Lv1)の舗装(当初設計書B2)、電線共同溝(当初設計書B2)、コンクリート橋上部(当初設計書A)を新たに追加を行い、数量の変更を行うものとする。 2. 打合せ 打合せについて、数量の増工を行うものとする。 3. 情報共有システム使用料 本業務は、情報共有システム活用の対象業務であり、費用は設計変更の対象とし、情報共有システム使用料を追加する。 4. 履行期間 履行期間は、当初のとおり令和8年3月31日までとする。

(第2回) 契約変更の内容

変 更 契 約 年 月 日	令和6年12月5日
契 約 業 者 名	R6・R7大宮国道積算技術業務 関東建設・スタッド設計共同体
契 約 業 者 の 住 所	埼玉県さいたま市大宮区吉敷町四丁目262番地16 マルキュービル
業 務 の 名 称	R6・R7大宮国道積算技術業務
業 務 場 所	大宮国道事務所管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要 (変更した内容について記述する)	■業務打合せ 対象工事毎の打合せ 56回 → 60回 ■業務計画・現地調査 現地調査 21回 → 22回 ■共同溝・電線共同溝 電線共同溝(当初設計B) 6工事 → 8工事
履 行 期 間 (自)	令和6年4月11日
履 行 期 間 (至)	令和8年3月31日
変 更 前 の 契 約 金 額	101,768,700円(税込み)
変 更 金 額	+ 6,448,200円(税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	108,216,900円(税込み)
変 更 理 由	1. 工事積算 工事発注の変更により、事業区分(Lv0)共同溝・電線共同溝の工事区分(Lv1)電線共同溝の当初設計Bについて、数量の変更を行うものとする。 2. 打合せ 打合せについて、数量の増工を行うものとする。 3. 履行期間 履行期間は、当初のとおり令和8年3月31日までとする。

(第3回) 契約変更の内容

変 更 契 約 年 月 日	令和7年2月27日
契 約 業 者 名	R6・R7大宮国道積算技術業務関東建設・スタッド設計共同体
契 約 業 者 の 住 所	埼玉県さいたま市大宮区吉敷町四丁目262番地16マルキュービル
業 務 の 名 称	R6・R7大宮国道積算技術業務
業 務 場 所	大宮国道事務所管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要 (変更した内容について記述する)	■業務打合せ 対象工事毎の打合せ 60回 → 76回 ■業務計画・現地調査 現地調査 22回 → 24回 ■工事積算(1式) 道路改良(当初B)、舗装(当初B)、コンクリート橋上部(当初A)、橋梁下部(当初B)、電線共同溝(変更B)、道路維持(当初B)、道路維持(変更B)、道路修繕(当初B)、道路修繕(変更B)、橋梁保全工事(当初A)の数量変更
履 行 期 間 (自)	令和6年4月11日
履 行 期 間 (至)	令和8年3月31日
変 更 前 の 契 約 金 額	108,216,900円(税込み)
変 更 金 額	+ 22,078,100円(税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	130,295,000円(税込み)
変 更 理 由	1. 現地調査 精査の結果、現地調査の数量変更を行う。 2. 工事積算 工事発注の変更により、工事区分(Lv1)の道路改良(当初B)、舗装(当初B)、コンクリート橋上部(当初A)、橋梁下部(当初B)、電線共同溝(変更B)、道路維持(当初B)、道路維持(変更B)、道路修繕(当初B)、道路修繕(変更B)、橋梁保全工事(当初A)について、数量の変更を行う。 3. 打合せ 精査の結果、打合せの数量変更を行う。 4. 履行期間 履行期間は、当初のとおり令和8年3月31日までとする。